

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
兵庫県姫路市

2 構造改革特別区域の名称
環境・リサイクル経済特区

3 構造改革特別区域の範囲
姫路市広畑区富士町の全域

4 構造改革特別区域の特性

姫路市広畑地区（工業専用地域）には、昭和 14 年に操業を開始した新日本製鐵株式会社広畑製鐵所をはじめ、大正 8 年操業のダイセル化学工業株式会社姫路製造所など重厚長大型（基礎素材型）産業が立地しており、昭和 39 年には市内沿岸部の他地域とともに播磨工業整備特別地域に指定されるなど、阪神地域に隣接する工業地域として飛躍的に発展し、兵庫県経済のみならず、戦後の我が国の経済発展に大きく寄与してきた。しかし、バブル経済の崩壊後、我が国経済全体が飲み込まれた産業構造転換の大きなうねりの中、これら重厚長大型産業は、生産設備の老朽化等による生産性の低下などに起因して競争力を徐々に低下させており、大幅な産業構造の転換が求められている。

しかしながら、当地域に所在するこれらの重厚長大型産業は、既存の生産施設を活用して廃棄物のリサイクルを行うことが可能であり、環境ビジネスとしてのいわゆる「シーズ」を有しているため、これまでの経営・技術蓄積を生かした環境・エネルギー分野への事業シフトを進めているところである。

しかし、このような環境・エネルギー分野への事業シフトや環境・リサイクル産業の集積を図る上で、支障となる法的規制が存在するため、設備投資等が控えられ、大幅な産業構造の転換が阻害される状況となっている。

このような状況を看過すれば、貴重な技術集積が有効に活用されないばかりか、工場の閉鎖等による地域全体の衰退や姫路市、兵庫県経済に対する大きな負の要因となり、ひいては我が国経済の大きな損失となる。

そのため、行政として当地域に対して様々な施策を講じるとともに、こうした産業界の動きや地域のポテンシャルを最大限に生かしながら、法的規制の特例措置を講じること等により、環境・エネルギー分野への事業シフトやリサイクル事業者等の事業展開を容易にし、この地域を循環型社会の構築に向けた我が国の先導的な広域リサイクル拠点、環境産業創出拠点として整備し、新たな雇用の創出や地域の活性化を目指すものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

兵庫県において、大消費地を擁する阪神・神戸地域（兵庫県東部）は加工組立型産業が多く立地している。それに対して、当地域が所在する播磨地域（兵庫県西部）は鋼板や化学原料を生産する基礎素材型産業が多く立地している。

こうした地域特性を利用し、「西」の地域において構造改革特別区域を設定してリサイクル関連産業の集積を図ることにより、「東」の加工組立型産業で発生した廃棄物を「西」の基礎素材型産業で再利用するという、動脈物流（製品化）と静脈物流（廃棄物再利用）による資源循環型ループを構築することが可能となり、ゼロエミッション社会の構築に向けた取り組みの先進事例となる。

既に、当地域内では次のような取り組みがなされている。

当地域内に所在する新日本製鐵株式会社広畑製鐵所では、長年にわたり研究を重ね、独自の製鋼法であるSMP法（Scrap Melting Process = 冷鉄源溶解プロセス 別紙資料参照）を確立させ、平成5年6月の高炉休止以降約10年間にわたり、高炉法と品質上同等の鋼板を製造してきた実績がある。さらに、スクラップや石炭等を原燃料とした冷鉄源溶解で、石炭の代わりに廃タイヤを利用する技術を開発し、平成11年3月より日本自動車タイヤ協会から有償で廃タイヤを月間5千トン（=全国発生量の6%）受け入れ、製鉄原料や燃料として再利用している。廃タイヤはゴムと鉄から構成されており、ゴム分はガス化回収して製鉄所内での発電用のガス等として、鉄分は溶解、精錬、鋳造、圧延の工程を経て鉄鋼製品として利用される。

兵庫県では、特定重要港湾である姫路港を擁し、海上輸送を軸とした静脈物流網も整備されている当地域の特色を生かし、国の「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」の指定をも視野に入れて、静脈産業の集積を図っているところである。

兵庫県における次世代型ゼロエミッション社会を構築するために組織された広域リサイクル拠点整備協議会での研究成果をもとに、兵庫県が作成した「広域リサイクル拠点整備構想（ひょうごエコタウン構想）」において主要事業に位置付けられている、廃車スクラップ等の高度リサイクル事業、廃タイヤ等のガス化リサイクル事業等がこの地域で計画されており、国のエコタウンプロジェクトとすべく、兵庫県、姫路市及び関係企業等が努力を重ねている。

この地区には新規立地が可能な用地等が約200ヘクタールあり、製鉄所を中心とした環境・リサイクル産業のシーズや既存のインフラの活用等による先導的なリサイクル拠点となる大きな可能性があるため、姫路市では、工場立地促進条例の改正等や、兵庫県と共同で設置する「広畑臨海産業団地環境ビジネス推進会議」での調査・研究、産業の誘致活動を通して、環境・リサイクル産業の集積による雇用の創出、地域の活性化を目的としたまちづくりを推進している。

このような当地域の立地特性やリサイクル事業の熟度、行政施策の展開状況に鑑み、地域への投資意欲や環境・エネルギー分野への事業シフトの可能性を抑圧している規制について、構造改革特別区域としての認定を受けて規制の特例措置を講じることにより、これまでの事業活動で蓄積された技術等を生かした環境・エネルギー分野への事業シフトが促進され、行政をはじめとする地域の主体的な取り組みと

の相乗効果を発揮し、環境・リサイクル産業の集積が一気に進展し、再度、兵庫県のみならず近畿地方を代表する産業集積地として確実に蘇り、雇用の創出、地域の活性化が図れるとともに、環境・エネルギー分野への事業シフトにより産業構造の転換を果たした全国的なモデルとなり得るものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特別区域計画での目標は、前述したように、これまでの経営・技術蓄積を生かした環境・エネルギー分野への事業シフトを促進することにより、兵庫県あるいは近畿地方産業界を代表する産業集積地として再生させることであるとともに、当地域への環境・リサイクル産業の集積による雇用の創出、地域の活性化を図ることである。このことは、産業構造転換の大きな波にさらされた基礎素材型産業が多く立地する地域の再生に向けて、地域を構成する様々な主体がそれぞれの知恵を結集し、地域の特性に応じた産業の構造転換や地域の活性化に取り組んでいる姿そのものであり、他の基礎素材型産業集積地が今後目指すべき発展の全国的なモデルになるものと考えられる。

実現されるべき社会経済活動の状況と、規制の特例措置、関連事業との関連などについては、以下のとおりである。

(実現されるべき社会経済活動の状況)

環境・リサイクル分野への事業シフトの促進

環境の時代と言われる 21 世紀を迎えて、次世代型ゼロエミッション社会の構築が声高に叫ばれている。規制の特例措置を適用することにより、基礎素材型産業が蓄積してきた技術力を生かして、環境・リサイクル分野への事業シフトを促進する手法での産業構造の転換を図る。

(適用される規制の特例措置と関連事業)

現在、当地域内で既に実施されている SMP 事業は、原材料として(有償で)廃タイヤを受け入れ、製鉄原料や燃料として再利用しているものであり、コスト面から事業拡大を抑圧しているものである。しかし、事業拡大を促進させるために廃タイヤを逆有償(廃棄物)で受け入れるには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規制により、廃棄物処理業の許可や廃棄物処理施設の設置許可など、煩雑な手続きとそれに要する期間、経費が必要となり、結果として事業シフトが進まない状況になっている。

このため、この SMP 事業に対して「1304 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 6 条の 2、第 12 条の 12 の 2」に規定する規制の特例措置を講じることにより、既に実施している廃タイヤの再利用に加え、再利用面で技術的に同等な廃ゴムタイヤ類全般を資源として活用することが今後新たに可能となり、事業シフトが促進される。

また、SMP は発生ガスを 900 以上から急冷するため、ダイオキシンの生成がないという特徴を有している上に、製鉄所内には、発生したダストをリサイクル、スラグを資源化する設備を装備しているため、当地域には既存の鉄溶

融プロセスを利用した業界 1 の素材分離システムがあるといえるので、この特徴を生かし、現在利用しにくい鉄と樹脂、廃プラ、油分等から構成される廃棄物についても今後適正な利用が可能と考えられ、次世代型ゼロエミッション社会の構築に向けたモデルケースが実現するものと考えられる。

鉄鋼業でのスクラップ利用拡大は資源活用の観点だけでなく、地球温暖化等でも問題となっている CO2 の排出削減効果（鉄鉱石から鉄鋼製品を製造する場合に比べて約半分）もあり、今後ますます注目されるテーマである。

（省略）また、製鉄所の特徴（高炉、コ - クス炉、焼結炉、転炉等）を生かし、鉄鋼業の生産施設を利用した様々な廃棄物の再利用も技術的には可能性があると思われる。

こうした動向を踏まえると、当地域での成功事例は、省資源、省エネルギーの観点から、将来的に製鉄所を有する地域を中心とした全国的な規模での波及、発展にもつながるものと考えられる。

さらに、関連事業として以下の事業を計画している。

第 1 点目は、特定重要港湾である姫路港（広畑地区）の整備である。これは県内の地域特性を利用して、「東」の加工組立型産業で発生した廃棄物を「西」の基礎素材型産業で再利用するという、動脈物流（製品化）と静脈物流（廃棄物再利用）による資源循環型ループを構築することを目的に、国の「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」の指定を視野に入れて、大深水の公共岸壁や臨港道路、埠頭用地などを整備するものである。

第 2 点目は、「広域リサイクル拠点整備構想（ひょうごエコタウン構想）」の推進である。これは現在協議中である国のエコタウンプロジェクトの指定を受けて実施されるものであり、その中の主要事業として、「廃車スクラップ等の高度リサイクル事業」、「廃タイヤ等のガス化リサイクル事業」等を実施するものである。

これら事業の相乗効果により、環境・リサイクル分野への事業シフトを総合的に促進するものである。

環境・リサイクル産業の集積による雇用の創出と地域の活性化を目指したまちづくりの推進

SMP を中心にしたリサイクルには、対象物の収集・運搬、事前加工、品質管理、設備の維持管理等の業務が必要となる。現在は廃タイヤの利用のみであるが、廃ゴムタイヤ類の利用をはじめ、鉄と樹脂、廃プラ、油分等から構成される廃棄物の利用にまで対象を拡大すれば、様々な環境・リサイクル関連産業の集積が期待できる。そこで、当地域内にある新規立地が可能な用地（約 200ha）を対象として、環境・リサイクル関連産業の集積を促進し、雇用の創出と地域の活性化を図る。

（関連事業）

関連事業として以下の事業を計画している。

第 1 点目は、平成 14 年 4 月に改正し、拡大・充実させた姫路市工場立地促進条例を活用した積極的な企業誘致活動の推進である。これは、特に首都圏と近

畿圏を対象として、新たに企業誘致推進員を雇用・配置し、市内工業用地、姫路港のPR及び企業誘致のための企業訪問を実施するものである。

第2点目は、環境創造型産業クラスター形成促進事業の実施である。これは、環境・リサイクル産業の集積・創出を効果的に進めるために、産学官協働により平成15年度に設立する「広畑臨海産業団地環境ビジネス推進会議」の活動を中心として進めるもので、ゼロエミッション産業団地化に向けた調査研究（先進事例調査や解析、集積モデルの作成等）及び立地セミナーの開催などの誘致活動等を通して、環境・リサイクル関連産業の誘致活動を積極的に展開し、さらなる雇用の拡大、地域の活性化等につなげるものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

従前に再利用されていた月間5千トンの廃タイヤに加えて、逆有償化による経済的な使用促進インセンティブにより、新たに月間3千トン程度の廃タイヤの再利用が可能となる（短期試験使用実績）。

また、同様に廃ゴムクローラー月間1千トン程度（全国発生量の約50%）とその他廃ゴムタイヤ類月間1千トン程度（今後の集荷目標）が新たに再利用される。

この事業の成功により、ひいては全国的に廃タイヤのリサイクルが一層促進されるとともに、埋め立て等の処分やヤード滞留していた廃ゴムタイヤ類が資源化されるものと考えられる。

また、構造改革特別区域計画地域の需要増加がもたらす生産誘発額を算出する「経済波及効果（概算）」については、概ね次のとおりである。

例えば、廃車スクラップ等の高度リサイクル施設や廃タイヤ等のガス化リサイクル施設の建設により、2施設で約60億円の設備投資が計画されている。その経済波及効果は約180億円、雇用創出効果は約330人と試算される。さらに、当地域の構造改革の進展に伴い、環境・リサイクル関連産業が集積し、直接的には約1千人程度の新たな雇用創出が加わるものと考えられる。

8 特定事業の名称

「1304 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業（廃タイヤを製鉄原料として利用する場合）」

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

環境・リサイクル分野への事業シフトの促進に関する関連事業

姫路港（広畑地区の整備）

既に国直轄事業として5万トン級公共岸壁1バース(280m)が整備完了し、利用可能となっている。また、兵庫県が5千トン級公共岸壁1バース(130m)、臨港道路(3,200m)、埠頭用地(14.5ha)などを整備中である。姫路市においても、今後さらに5万トン級公共岸壁2バース目の着工やクレーンの早期設置

を、事業主体である国や県に対して積極的に働きかけていく予定である。

「広域リサイクル拠点整備構想（ひょうごエコタウン構想）」の推進

「廃車スクラップ等の高度リサイクル事業」は、従来なしえなかった解体自動車スクラップ等から高級鋼板を製造するという新しい水平リサイクルプロセスを確立するものであり、解体自動車スクラップを高度破碎・選別システムにより銅を分離し、高級鋼板の原料として再利用するものである。

また、「廃タイヤ等のガス化リサイクル事業」は、使用済みタイヤを外熱式キルンにより 600～700 で熱分解し、ガス、油、カーボン残さ、鉄ワイヤーを回収して、製鉄所等で再利用するものである。

国のエコタウンプロジェクトとしての指定等を受けて、両事業の早期着手を計画している。

さらに、本エコタウンの情報提供・普及啓発、事業化支援等を行う「エコタウン支援センター」を、平成 17 年度を目途に当地域に設置し、積極的に事業支援を行う予定である。

環境・リサイクル産業の集積による雇用の創出と地域の活性化を目指したまちづくりの推進の関連事業

姫路市工場立地促進条例等を活用した企業誘致活動の推進

姫路市では、平成 14 年 4 月に姫路市工場立地促進条例を改正し、リサイクル産業を助成対象業種に加えるとともに、従来の固定資産税相当額を 3 年間に渡り助成する工場設置奨励金に加えて、新・増設分を含む事業所税相当額を 3 年間に渡り助成する事業所奨励金の創設や雇用奨励金の増額など制度を拡充して、本市への企業進出を支援している。

これに加えて、平成 15 年度、新たに雇用した企業誘致推進員を首都圏に 2 名、近畿圏に 1 名配置し、特に首都圏と近畿圏を対象として市内工業用地及び姫路港の P R とともに、企業誘致のための企業訪問を実施する企業誘致推進事業を行う予定である。

環境創造型産業クラスター形成促進事業の実施

環境・リサイクル産業の集積・創出を効果的に進めるために、産学官協働（姫路市、兵庫県、関係事業者、有識者等で構成）により平成 15 年度に設立する「広畑臨海産業団地環境ビジネス推進会議」の活動を中心として、ゼロエミッション産業団地化に向けた調査研究（先進事例調査や解析、集積モデルの作成あるいは収益性の確保等課題の解析など）や、立地セミナーの開催などの誘致活動、集積モデルの普及活動等を実施して、環境・リサイクル関連産業の誘致活動を積極的に展開する予定である。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

- 1 特定事業の名称
1304
再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
新日本製鐵株式会社広畑製鐵所
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
本構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品（ゴムと鉄を原材料として製造される加工品に限る。以下「廃ゴムタイヤ等」という。）を製鉄原料として再生利用する。

具体的には、廃ゴムタイヤ等を冷鉄源溶解炉に投入し、鉄分は溶解させた後、精練、鑄造、圧延の工程を経て鉄鋼製品として再生し、またゴムは炭素分として鉄中に回収する他、ガス化回収して製鉄所内の発電用ガス等として再利用する。

廃ゴムタイヤは、広域的（海送分は苫小牧、新潟、川崎、名古屋港他、陸送分は近畿、岡山、広島他）に収集する必要があることから、日本タイヤリサイクル協会（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく広域再生利用指定〔廃棄物の収集・運搬と処理とも〕を受けている）から調達する。タイヤ販売店等で発生する廃ゴムタイヤは、それぞれ許可を得た収集・運搬業者や中間処理業者を經由して日本タイヤリサイクル協会に集約される。

【参考】

日本タイヤリサイクル協会（JTRA）

廃タイヤの適正処理及び有効活用の推進を目的とした JATMA の任意団体で、JATMA 会員 6 社及び全国自動車タイヤ販売協議会連合会が正会員となっている。（賛助会員：全国タイヤ商工協同組合連合会、更生タイヤ全国協議会）

社団法人日本自動車タイヤ協会（JATMA）

会員企業：ブリヂストン、横浜ゴム、住友ゴム工業、東洋ゴム工業、オーツタイヤ、日本ミシュランタイヤの 6 社。同協会は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく広域再生利用指定〔廃棄物の収集・運搬と処理とも〕を受けている。

5 当該規制の特例措置の内容

姫路市は、特例を求める廃棄物（廃ゴムタイヤ等）について法令を上回る規制を自ら設けていないので、新日本製鐵株式会社広畑製鐵所が構造改革特別区域予定地で行っている SMP 事業に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 6 条の 2、第 12 条の 12 の 2」に規定する規制の特例措置を講じて、再生利用認定制度の対象廃棄物（廃タイヤを製鉄原料として利用する場合）とし、廃棄物処分量の許可及び廃棄物処理施設の設置許可を不要とする。